

千葉県地質汚染防止対策ガイドライン

制定 平成二十年七月一日

改正 平成二十四年六月八日

改正 平成三十一年三月十五日

第1 目的

このガイドラインは、地質汚染防止対策に関し、法令等で定められている義務とは別に、千葉県内の事業者が自主的に取り組む際の重金属・揮発性有機化合物等(以下、対象物質)に係る土壌汚染防止対策及び県民の貴重な水資源である地下水の汚染防止対策を示し、地質汚染を未然に防止し、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2 定義

このガイドラインにおいて用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「対象物質」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する有害物質とし、別表のとおりとする。
- (2)「地質汚染」とは、地層汚染(土壌汚染を含む)、地下水汚染及び地下空気汚染をいう。
- (3)「地質汚染防止対策」とは、対象物質による地質汚染を未然に防止するため、あるいは改善するために必要な、関連する一切の行為をいう。
- (4)「事業者」とは、県内で、対象物質を使用して事業活動を行う者(対象物質を生産・保管する者を含む。)をいう。
- (5)「事業所」とは、県内で、対象物質を使用して事業活動を行う場所(対象物質を生産・保管する場所を含む。)をいう。

第3 地質汚染防止対策に係る基本的な考え方

(1) 自主的な地質汚染防止対策の実施

対象物質の取扱いに当たっては、法令その他の規定に定めるもののほか、このガイドラインに従って、自主管理の徹底を図り、地質汚染防止対策を推進していく。

なお、対象物質以外の化学物質についても、その性状等に応じ、対象物質に準じて適切に取り扱うよう努める。

(2) 技術水準に応じた地質汚染防止対策の実施

このガイドラインによる地質汚染防止対策に際しては、現在の技術水準等における最良の方法により行うとともに、技術の進展に応じて改善等を行っていくよう努める。

(3) 事故時等の地質汚染防止対策

事故等による対象物質の漏洩を未然に防止するため、必要な対策を講じるとともに、漏洩が発生した場合は、地質汚染を最小限とするよ

う必要な措置を講じる。

(4) 地質汚染判明時の対応

事業所における事故等、自らが汚染原因である地質汚染が判明した場合は、汚染の拡散防止のため必要な措置を講じる。

また、その他の原因による地質汚染が判明した場合は、汚染原因者や行政機関への情報提供等、必要な対応を行い、地質汚染の拡大防止に協力する。

第4 体制の整備

(1) 組織の整備

地質汚染防止対策を推進するための委員会等の設置や、対策の責任者及び対策の実施に係る職務等を明確にした組織規定について、取り扱う対象物質の数量等を勘案し適切に整備する。

(2) 管理規程の整備

対象物質の使用の方法や漏洩時の対応、設備の運転方法、施設の点検の方法及び回数など、実施する地質汚染防止対策の内容及び所内の組織等について定めた管理規程を作成する。

(3) 環境保全に係る教育の実施

従業員等に対して、地質汚染防止対策の必要性や内容等について定期的に教育を行う。

第5 対象物質の取扱い等

(1) 対象物質の表示

対象物質を取り扱う容器、配管その他設備に、取り扱う対象物質の種類が容易に識別できるよう名称等を表示するとともに、特に注意を要するものについては、注意を促す標識等を表示する。

(2) 使用及び保管等に係る数量等の把握

対象物質の使用及び保管の場所を限定し、使用場所及び保管場所を記録した図面等を整備する。

また、対象物質が適正に保管されていることを確認するため、対象物質の使用等の量、及び保管量等を常時把握し、記録する。

(3) 情報の収集等

対象物質の性状及び毒性、関連法規その他地質汚染防止対策に必要な情報をあらかじめ収集し整理しておく。

第6 事故・災害・過失等による漏洩の防止対策

(1) 漏洩防止構造の採用

対象物質の使用又は保管を行う施設について、事故・災害・過失等

による対象物質の漏洩を防止する構造を採用する。

(2) 保守・点検の実施

対象物質の使用又は保管を行う施設、設備等について、その機能を適正に維持するため、定期的な保守・点検を実施する。

(3) 水質の監視

事業所からの排出水及び井戸水の水質測定を年1回以上の頻度で定期的に行う。

(4) その他の対策

代替物質・技術の採用により地質環境への負荷の少ない代替物質の使用が可能な場合は、積極的な導入を図る。

また、工程の合理化等により使用量の削減が可能な場合は、積極的な導入を図る。

第7 対象物質を含む廃棄物の適正処理

(1) 発生の抑制等

対象物質を含む廃棄物の発生を可能な限り抑制するとともに、再利用・再資源化に努める。

(2) 適正な保管

廃棄物については、発生後、処理されるまでの間、種類、性状に応じて、適正に保管する。

(3) 適正な処理

事業者の責任において、廃棄物の適正な処理を行う。

(4) 廃棄物の委託処理

廃棄物を委託処理する場合は、委託した廃棄物が適正に処理されたことを最終的に確認する。

第8 漏洩時・地質汚染判明時の対策

(1) 漏洩抑制・拡散防止措置の実施

事故・災害・過失等による対象物質の漏洩が発生した場合は、作業上の安全に配慮し、漏洩の抑制及び地質への浸透を防止するための必要な措置を講じる。

(2) 地質汚染状況の把握

対象物質の漏洩量等を把握・記録し、地質の汚染状況について、汚染の拡散防止に留意しつつ調査を行い、浄化対策の必要性を検討する。

また、周辺地域への汚染が懸念される場合は市町村等関係行政機関と調整し、周辺地域の調査を行う。

周辺地域の調査に当たっては、必要に応じ、汚染源を特定し汚染範囲を詳細に把握するため、地層・地下水・地下空気の有害物質の汚染

状況を三次元で把握する地質汚染機構解明調査を行う。

なお、事業所内の地下水調査等により汚染が判明したものの、漏洩につながる事故等が確認されない等、汚染が自らに起因しない可能性が高い場合は、汚染原因者、市町村及び県（千葉市、船橋市、柏市、松戸市、市川市、市原市以外の地域に限る）に情報提供し、地質汚染の拡大防止に協力するとともに、定期的な地下水調査等により汚染状況の推移を把握する。

（3）浄化対策の実施

必要に応じて適切な浄化対策を実施する。

また、対策の内容、対象物質の回収量、処理した汚染土壌の量を記録しておく。

（4）再発防止対策の実施

事故・過失等があった場合にはその原因を調査し、再発防止対策を実施する。

（5）県及び市町村への報告

前項（1）～（4）について、軽微な場合を除き、関係する市町村環境担当課及び事業所の所在地を管轄する県地域振興事務所地域環境保全課又は県環境生活部水質保全課（千葉市、船橋市、柏市、松戸市、市川市、市原市以外の地域に限る）に報告するとともに、対応を協議する。

第9 記録の保存

このガイドラインに基づき実施し記録した次の（1）～（4）の情報について、事業所が廃止等されるまで、可能な限り保存する。

（1）対象物質ごとの使用量の記録

（2）使用及び保管の場所を記録した図面

（3）事故時等の記録（時期、漏洩した場所、対象物質の漏洩量）

（4）浄化対策を実施した場合、対策の内容、対象物質の回収量及び処理した汚染土壌の量

第10 県が行う対策への協力

今後の地質汚染防止対策に資するため、県が行う取組状況の調査に協力する。

また、県及び関係市町村が行う対象物質の使用実態等の現地調査に協力する。

第11 県の役割

（1）事業者に対する普及・啓発・支援

県は、地質汚染防止対策に関し、事業者が実施する取組の状況を把握するとともに、法令及びその他規定の周知並びに本ガイドラインの普及・啓発に努める。

また、県は、事業者の求めに応じ技術的な支援を行う。

(2) 情報の収集、整理

県は、地質汚染防止対策に関する情報の収集、整理及び提供に努める。

(3) ガイドラインの見直し

県は、必要に応じてこのガイドラインの見直しを行う。

(4) ガイドラインに対する事務

このガイドラインの施行及び運用に関する事務は、千葉県環境生活部水質保全課が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは平成20年7月1日から施行する。

別紙 対象物質（水質汚濁防止法第2条第2項各号に定める物質）

| | 対象物質 |
|----|--|
| 1 | カドミウム及びその化合物 |
| 2 | シアン化合物 |
| 3 | 有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。) |
| 4 | 鉛及びその化合物 |
| 5 | 六価クロム化合物 |
| 6 | 砒素及びその化合物 |
| 7 | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 |
| 8 | ポリ塩化ビフェニル |
| 9 | トリクロロエチレン |
| 10 | テトラクロロエチレン |
| 11 | ジクロロメタン |
| 12 | 四塩化炭素 |
| 13 | 1,2 - ジクロロエタン |
| 14 | 1,1 - ジクロロエチレン |
| 15 | 1,2 - ジクロロエチレン |
| 16 | 1,1,1 - トリクロロエタン |
| 17 | 1,1,2 - トリクロロエタン |
| 18 | 1,3 - ジクロロプロペン |
| 19 | チウラム |
| 20 | シマジン |
| 21 | チオベンカルブ |
| 22 | ベンゼン |
| 23 | セレン及びその化合物 |
| 24 | ほう素及びその化合物 |
| 25 | ふっ素及びその化合物 |
| 26 | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 |
| 27 | クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） |
| 28 | 1,4 - ジオキサソ |